

# 移動支援事業の通学通所支援等に関するアンケート報告書

平成 26 年 4 月

横浜市健康福祉局障害福祉課

## ■目次

1.アンケート調査実施概要	1
2.アンケートの結果	2

### 全事業所への問い

- 1-1 移動支援事業の従業者数（管理者・事務員除く）
- 1-2 移動支援事業の従業者のうち、早朝（朝8時以前）の対応ができる従業者がいるか
- 1-3 非常勤従業者の1時間当たりの基本賃金（移動介護・通学通所支援）、加算の有・無について
- 1-4 車を使った移動支援のサービス実施の有・無について
- 2-1 通学通所支援の登録の有・無について

### 通学通所支援の登録をしている事業者への問い

- 3-1 通学通所支援の実施状況（平成25年12月実施分）
  - (1) 通学通所の契約者・実利用者数について
  - (2) 通学通所の従事者数について
  - (3) 車を使用した通学通所支援の実施の有・無について
  - (4) 通学通所の乗降介助の登録の有・無について
- 3-2 通学通所支援の依頼を断ったことがある場合、その理由は何か（複数回答可）
- 3-3 通学通所支援の依頼を断らないためには、何が必要と考えるか（自由記載）
- 3-4 通学通所支援について、利用者負担金（1割）やガイド中のヘルパー交通費以外に、利用者に負担を求めている費用があるか
- 3-5 自立通学通所支援（自立支援加算）の事業所登録の有・無について
- 3-6 （3-5で、「無し」と答えた事業所へ）登録をしていない理由

### 通学通所支援の登録をしていない事業者への問い

- 4-1 今後、通学通所支援を登録する予定があるか
- 4-2 （4-1で、「無し又はどちらともいえない」と答えた事業所へ）登録をしていない理由（複数回答可）
- 4-3 （4-1で、「無し又はどちらともいえない」と答えた事業所へ）登録には、何が必要と考えるか（自由記載）

### 全事業所への問い

- 5-1 通学通所支援の報酬単価とヘルパーの確保についてどう思うか
- 6-1 ヘルパーの新規確保のためにどんな取り組みを行っているか（自由記載）
- 7-1 移動支援事業に関する要望、困っていることや、改善してほしいこと（自由記載）
- 8-1 行動援護の指定の有・無について
- 8-2 横浜市移動支援事業従事者研修が行われていることを知っているか  
また、事業所の従業者が研修に参加したことはあるか

3.[参 考] アンケート調査票	15
------------------	----

## 1. アンケート調査実施概要

■調査目的：「総合的な移動支援施策体系の再構築」の一環で、平成 25 年 4 月に移動支援事業の改正を行いました。改正後の課題等を把握するため、事業所向けアンケート調査を実施しました。このアンケートでは、事業所の運営実態や従業者の派遣状況、新設した通学通所支援の実施状況等を把握し、移動支援事業の一層の改善に向けた検討の材料とします。

■調査対象：移動支援事業所 450事業所

■実施時期：平成26年1月～2月

■回収数：移動支援事業所 219事業所

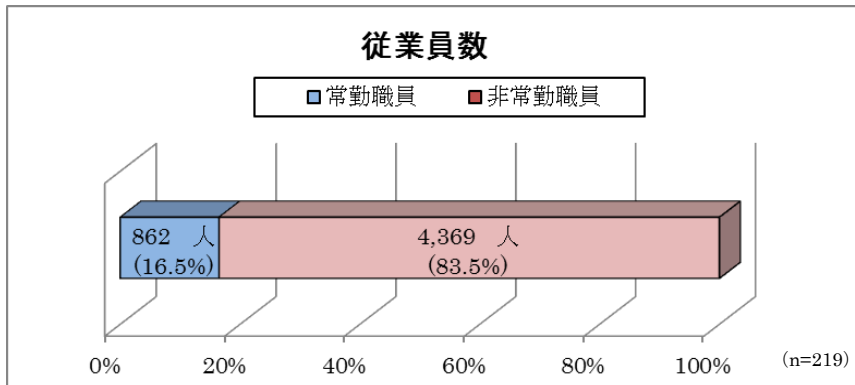
■回収率：48.7%

## 2. アンケートの結果

### 全事業所への問い

#### 1-1 移動支援事業の従業者数（管理者・事務員除く）

⇒常勤職員：862人 非常勤職員：4,369人 計5,231人



※参考

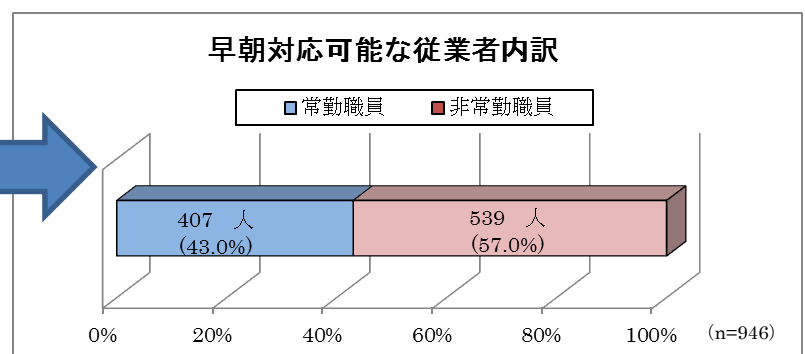
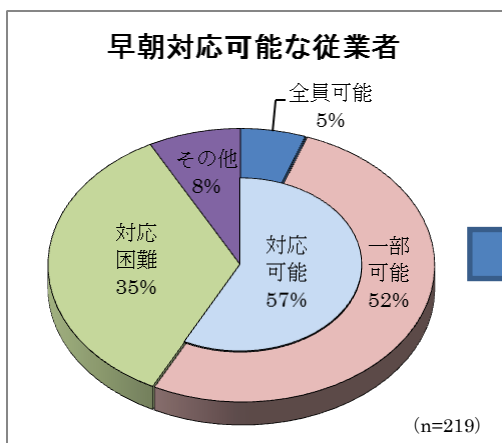
常勤職員数：最少0人～最大24人  
非常勤職員数：最少0人～最大223人

常勤職員数：平均3.9人  
非常勤職員数：平均19.9人

総数で見ると、常勤職員が16.5%、非常勤職員が83.5%となっている。なお、常勤職員数が非常勤職員数よりも多い事業所は約1割（29事業所）だった。

#### 1-2 移動支援事業の従業者のうち、早朝（朝8時以前）の対応ができる従業者がいるか

全員対応できる ⇒12所 <内訳：常勤職員：53人 非常勤職員：138人>  
一部対応できる ⇒114所 <内訳：常勤職員：354人 非常勤職員：401人>  
対応できない ⇒76所  
その他 ⇒17所



57%の事業所が早朝対応可能としているが、そのうちの従業者内訳は常勤職員の割合が43%となっている。設問1-1の全従業員数に占める常勤職員割合16.5%と比較すると、早朝対応は通常より常勤職員が担うケースが多いことがわかる。

「その他」としての回答は、「サービス提供地域による」や「緊急時には対応する」など“状況に応じて相談に乗る”といった回答がほとんどであった。

### 1-3 非常勤従業員の1時間当たりの基本賃金（移動介護・通学通所支援）、加算の有・無について

#### ◇1時間当たりの基本賃金

移動介護 ⇒平均1,362円/時間（最低850円～最高3,600円） ※回答事業所数計208所

通学通所支援 ⇒平均1,316円/時間（最低870円～最高2,400円） ※回答事業所数計126所

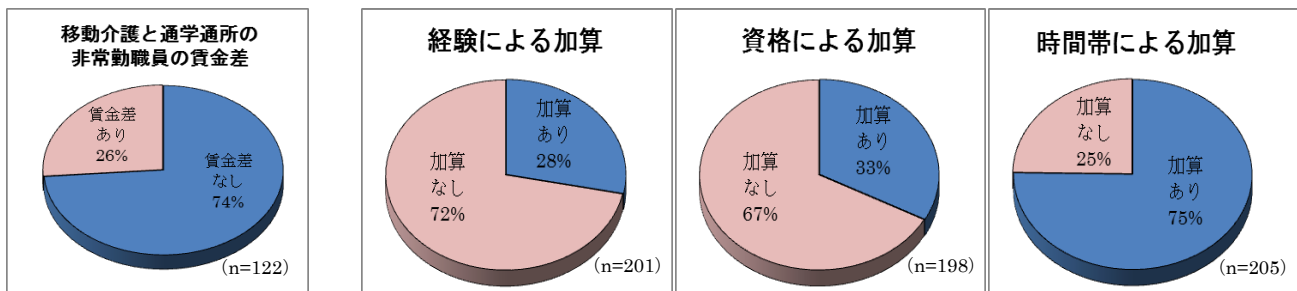
※移動介護と通学通所支援の賃金差 ※移動介護・通学通所支援分賃金を共に回答した事業所数計122所  
⇒有り：32所（移動>通学通所：27所、移動<通学通所：5所） 無し：90所

#### ◇加算の有無

経験による加算 ⇒有り：56所 無し：145所

資格による加算 ⇒有り：65所 無し：133所

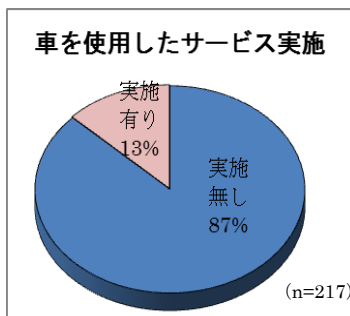
時間帯による加算 ⇒有り：154所 無し：51所



移動介護と通学通所支援の平均賃金は46円ほどの差しかなく、約7割の事業所が同額の賃金としている。また、約3割の事業所が経験や資格による加算をつけており、約7割が時間帯による加算をつけている。

### 1-4 車を使った移動支援のサービス実施の有・無について

⇒有り：28所 無し：189所



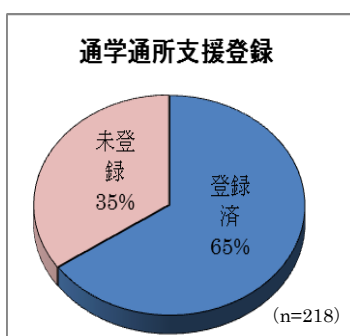
車を使用したサービスを実施している事業所は約1割となっている。

また、車利用に係る利用者負担の内容は次のとおり。

- ・キロ制 18所（50～300円/km）
- ・時間制 4所（500～800円/15分）
- ・その他（未回答含む） 6所

### 2-1 通学通所支援の登録の有・無について

⇒有り：141所 無し：77所



アンケートに回答した事業所の約6割が通学通所支援の登録をしている。

※参考：平成26年3月1日現在の事業所の登録状況

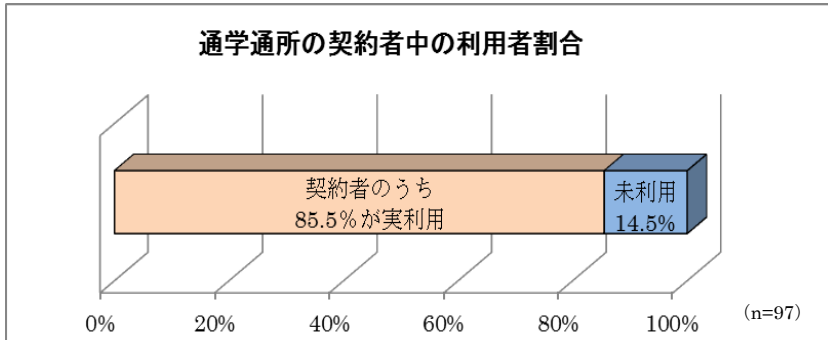
通学通所支援登録260事業所(53.6%) / 移動支援事業485事業所

## 通学通所支援の登録をしている事業所への問い

### 3-1 通学通所支援の実施状況（平成25年12月実施分）

#### (1) 通学通所の契約者・実利用者数について

⇒契約者：366人 実利用者：313人



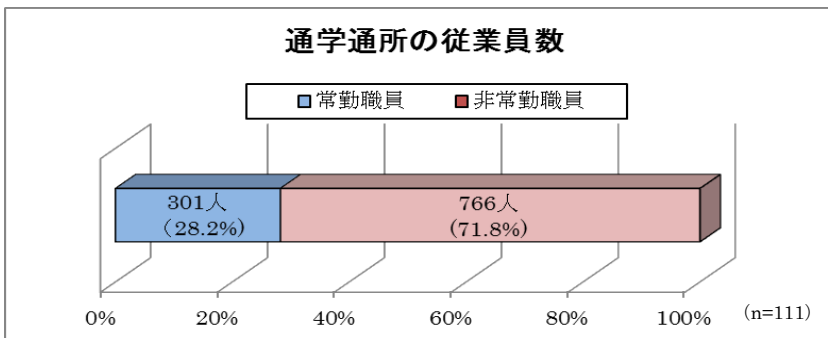
契約者のうち約8割が実際の利用に至っている。

※参考

平成26年1月末時点の通学通所支援支給決定者数622人

#### (2) 通学通所の従事者数について

⇒常勤職員：301人 非常勤職員：766人



通学通所支援に従事する職員の内訳は、常勤職員が約28%を占めている。

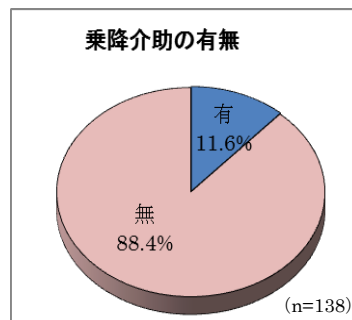
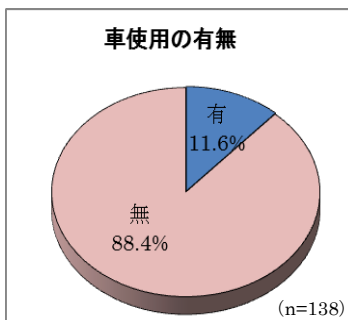
設問1-1の全従業員数に占める常勤職員割合16.5%と比較すると、通学通所支援は通常より常勤職員が担うケースが多いことがわかる。

#### (3) 車を使用した通学通所支援の実施の有・無について

⇒有り：16所 無し：122所

#### (4) 通学通所の乗降介助の登録の有・無について

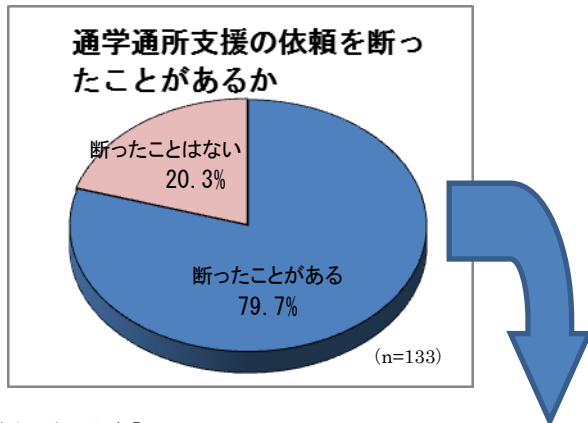
⇒有り：16所 無し：122所



車を使用した通学通所支援を実施している事業所、及び乗降介助の登録を行っている事業所は、いずれも全体の約1割となっている。

### 3-2 通学通所支援の依頼を断ったことがある場合、その理由は何か（複数回答可）

⇒断ったことがある：106所 断ったことはない：27所



[断った理由]

朝の送りを依頼されたが、その時間に対応できるヘルパーが既にサービス（他のサービス含む）に従事していた。	⇒72所/106所中 [ 67.9% ]
帰りの迎えを依頼されたが、その時間に対応できるヘルパーが既にサービス（他のサービス含む）に従事していた。	⇒64所/106所中 [ 60.4% ]
起点又は終点が遠方で、ヘルパーが手配できなかった。	⇒57所/106所中 [ 53.8% ]
朝の送りを依頼されたが、その時間に従事するヘルパーがそもそもいなかった。	⇒30所/106所中 [ 28.3% ]
帰りの迎えを依頼されたが、その時間に従事するヘルパーがそもそもいなかった。	⇒25所/106所中 [ 23.6% ]
利用者の希望する性別のヘルパーが手配できなかった。	⇒19所/106所中 [ 17.9% ]
車での送迎依頼で、車の手配がつかなかった。	⇒15所/106所中 [ 14.2% ]
利用者の障害に対応できる資格・スキルを持つヘルパーがいなかった。	⇒12所/106所中 [ 11.3% ]
その他	⇒19所/106所中 [ 17.9% ]

通学通所支援の依頼を断ったことのある事業所は約8割と多い結果となった。

利用依頼を断った理由のうち、最も多かったのは「依頼のあった時間帯にヘルパーが他のサービスに従事しているため」で、「朝」と「帰り（夕）」のいずれも6割を超えている。

このことから、事業所が通学通所支援よりも、別サービスへの従事を優先して従事者を手配することもあると推測される。

また、約5割の事業所で「遠方」であるために断ったケースがあり、2～3割の事業所で「朝」や「帰り（夕）」の時間に従事するヘルパーがそもそもいない」という結果となった。

### 3-3 通学通所支援の依頼を断らないためには、何が必要と考えるか（自由記載）



ヘルパーの確保	⇒65所/118所中 [55.1%]
報酬のアップ（支援後の帰り分の時間報酬・交通費、早朝加算）	⇒62所/118所中 [52.5%]
ヘルパーのスキルアップや障害理解	⇒9所/118所中 [7.6%]
登下校時間等が同じことから利用が集中しており、登下校時間等の分散が必要	⇒7所/118所中 [5.9%]
車を利用した支援について、複数の利用者の同乗を認めること	⇒4所/118所中 [3.4%]
資格要件の緩和	⇒3所/118所中 [2.5%]
その他	⇒22所/118所中 [18.6%]

118所から計172件の意見をいただいた。

「ヘルパーの確保」については、“主婦がヘルパーとして従事している場合が多く朝のサービス提供が困難” “登下校等の時間が同じでニーズが集中し、多くのヘルパーが必要” といった実態があり、5割以上の事業所から意見があがった。

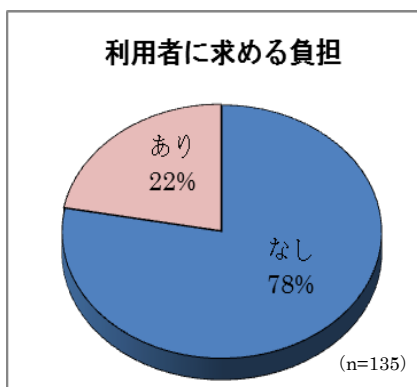
また、ヘルパー確保に関連し、「報酬のアップ」が必要という意見も同様の割合であった。これは、通学通所支援ではサービス実施の起点と終点が異なるが、サービス提供後に“事業所へ帰る際の時間報酬や交通費が無いこと”、また、これに関連し“サービス提供時間が30分など短い一方で拘束時間が長いこと”、“早朝加算が無いこと”から、事業所の負担が大きく赤字となるといった意見が多くあがった。

### 3-4 通学通所支援について、利用者負担金（1割）やガイド中のヘルパー交通費以外に、



#### 利用者に負担を求めている費用があるか

⇒有り：30所 無し：105所



通学通所支援において、利用者負担を求めている事業所は約2割だった。

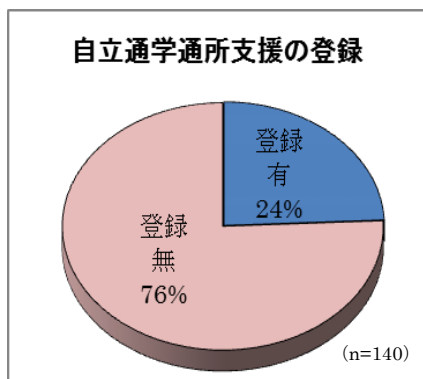
また、利用者負担の内容は次のとおり。

- ・ヘルパー派遣交通費 13所（片道又は往復実費交通費）
- ・実施地域外派遣交通費 14所（片道又は往復実費交通費）
- ・その他（未回答含む） 3所



### 3-5 自立通学通所支援（自立支援加算）の事業所登録の有・無について

⇒有り：34所 無し：106所



### 3-6 (3-5で、「無し」と答えた事業所へ)

#### 自立通学通所支援の登録をしていない理由

事業所登録に必要なサービス提供責任者やサービス提供者の要件を満たすのが困難。	⇒58所/100所中 [ 58.0% ]
対象となる「自立通学通所できる見込みの利用者」がいない。	⇒27所/100所中 [ 27.0% ]
自立通学通所を目指すためのスキルを持ったヘルパーがいない。	⇒15所/100所中 [ 15.0% ]
自立通学通所支援のニーズが無い。	⇒ 9所/100所中 [ 9.0% ]
サービス内容等についてよく知らなかった。	⇒ 8所/100所中 [ 8.0% ]
支援計画の作成が難しい。	⇒ 6所/100所中 [ 6.0% ]
その他	⇒ 3所/100所中 [ 3.0% ]

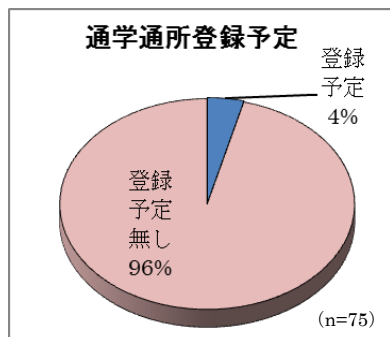
※6所が無回答

自立通学通所支援の事業所登録をしていない理由として、5割以上の事業所が「事業所要件を満たすのが困難」を選んでおり、事業所要件である従業者やサービス提供責任者の実務経験を満たすことが難しいことが伺える。

## 通学通所支援の登録をしていない事業所への問い

### 4-1 今後、通学通所支援を登録する予定があるか

⇒有り：3所 無し又はどちらともいえない：72所



### 4-2 (4-1で、「無し又はどちらともいえない」と答えた事業所へ)

#### 通学通所支援の登録をしていない理由(複数回答可)

早朝の時間帯に対応できるヘルパーの確保が困難。	⇒47所/72所中 [ 65.3% ]
現在の利用者で手一杯で、これ以上の依頼を受けることが困難。	⇒36所/72所中 [ 50.0% ]
報酬単価が低く、ヘルパー派遣費用(交通費等)の負担が大きい。	⇒34所/72所中 [ 47.2% ]
通学通所支援のニーズがない。	⇒18所/72所中 [ 25.0% ]
その他	⇒ 8所/72所中 [ 11.1% ]

通学通所支援未登録の事業所のうち、登録予定が「無し又はどちらともいえない」がほとんどを占めており、その理由として、6割以上の事業所が「早朝の時間帯に対応できるヘルパー確保が困難」、約5割の事業所が「現在の利用者で手一杯でこれ以上の依頼が受けられない」「報酬単価が低い」という回答を選んでいる。

なお、「その他」として、選択肢にある「報酬単価が低い」と同様の意見の記載が見られた。

#### 4-3 (4-1で、「無し、又はどちらともいえない」と答えた事業所へ)

##### 通学通所支援の登録をするには、何が必要と考えるか(自由記載)



ヘルパーの確保	⇒35所/56所中 [ 62.5% ]
報酬のアップ(支援後の帰り分の時間報酬・交通費、早朝加算)	⇒28所/56所中 [ 50.0% ]
資格要件の緩和	⇒ 6所/56所中 [ 10.7% ]
その他	⇒10所/56所中 [ 17.9% ]

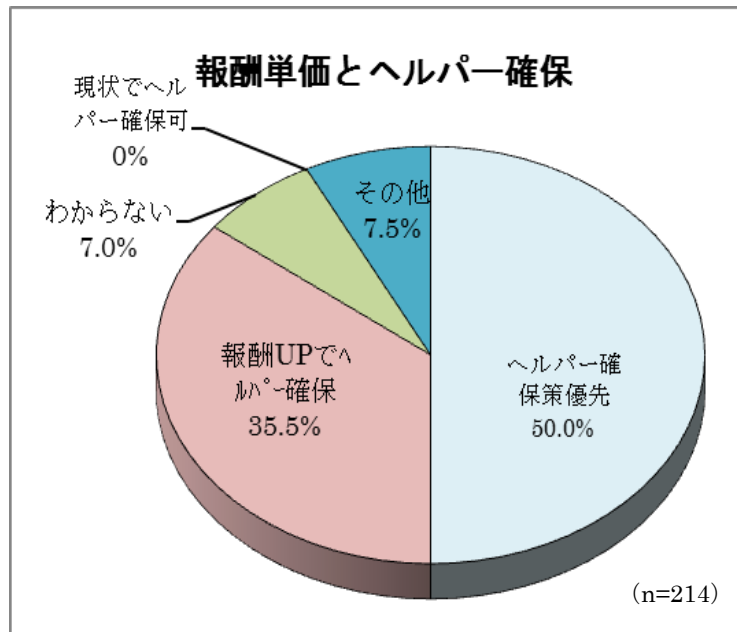
56所から計79件のご意見をいただいた。

傾向としては、通学通所支援登録事業者向けの設問「3-3 通学通所支援の依頼を断らないためには、何が必要と考えるか」の回答と同様であり、事業所の約6割から「ヘルパー確保」が必要、約5割から「報酬のアップ」が必要、とする意見があがった。

## 全事業所への問い

### 5-1 通学通所支援の報酬単価とヘルパーの確保についてどう思うか

報酬単価が上がっても、通学通所支援のヘルパー確保は困難であり、別途ヘルパー確保策を優先すべき。	⇒107 所
報酬単価が上がれば、通学通所支援のニーズに応えるヘルパー確保が見込める。	⇒ 76 所
わからない。	⇒ 15 所
報酬単価が現状のままだでも、通学通所支援のヘルパー確保は見込める。	⇒ 0 所
その他	⇒ 16 所



「報酬単価が上がってもヘルパー確保は困難であり、ヘルパー確保策を優先すべき」との回答が50%と最も多く、次に「報酬単価が上がればヘルパー確保が見込める」が35.5%となった。「現状のままだでもヘルパー確保は見込める」と回答した事業所は無く、どの事業所もヘルパー確保に苦慮している現状が伺える。

なお、「その他」としては、選択肢にある「報酬単価が上がってもヘルパー確保は困難」や「報酬単価が上がればヘルパー確保ができる」と同様の意見の記載が多く見られた。

## 6-1 移動支援事業所として、ヘルパーの新規確保のためにどんな取り組みを行っているか

(自由記載)



新聞折込、チラシ配布・ポスター、求人誌・求人サイト	⇒104 所/200 所中 [ 52.0% ]
口コミ・紹介	⇒56 所/200 所中 [ 28.0% ]
公的な媒体（ハローワーク等）	⇒33 所/200 所中 [ 16.5% ]
資格取得等の研修実施 資格取得費用の補助 実習生の受け入れ	⇒32 所/200 所中 [ 16.0% ]
その他	⇒46 所/200 所中 [ 23.0% ]
特に無し	⇒21 所/200 所中 [ 10.5% ]

200所から計292件の取り組みを記入いただいた。

事業所の約5割が「新聞折込、チラシ配布・ポスター、求人誌・求人サイト」を活用しており、「口コミ・紹介」によりヘルパー確保に取り組んでいる事業所も約3割あった。

「その他」としては、事業所説明会の開催や待遇改善などにより確保するとの回答があった。

## 7-1 移動支援事業に関する要望、困っていることや、改善してほしいこと

(自由記載)

報酬のアップ	⇒51所/133所中 [38.3%]
ヘルパー不足	⇒22所/133所中 [16.5%]
利用/対象範囲の拡大	⇒13所/133所中 [9.8%]
30時間の支給量基準の見直し	⇒12所/133所中 [9.0%]
急なキャンセル対応に苦慮	⇒12所/133所中 [9.0%]
ヘルパーのスキルアップ	⇒7所/133所中 [5.3%]
資格要件の緩和	⇒5所/133所中 [3.8%]
その他	⇒31所/133所中 [23.3%]

133所から計153件の意見をいただいた。

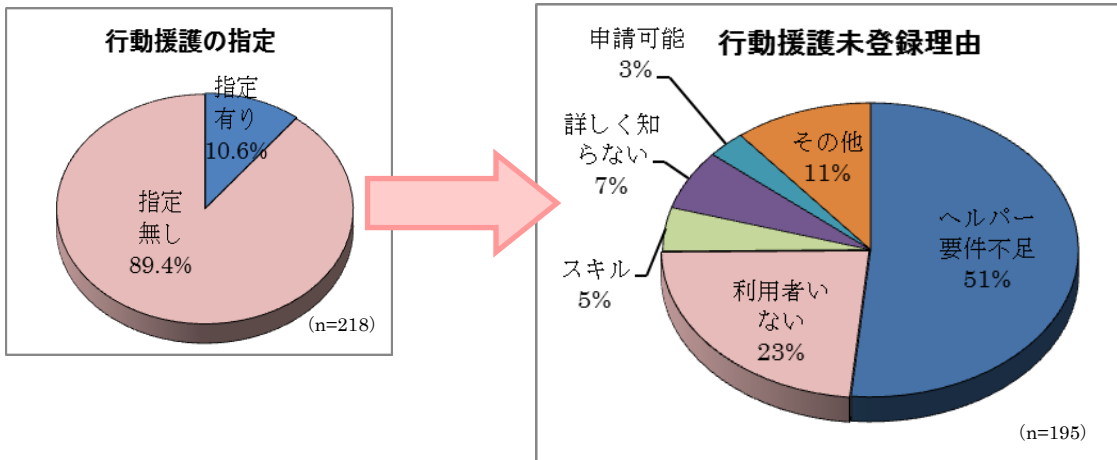
傾向としては、通学通所支援登録事業者向けの設問「3-3 通学通所支援の依頼を断らないためには、何が必要と考えるか」の回答と同様であり、「報酬のアップ」や「ヘルパー不足（確保）」が上位を占めた。

次いで、支給量の基準を30時間に見直したことに関連して「支給量が少ない」との意見、また、「急なキャンセル対応に苦慮している」との意見が並んだ。

「その他」としては、制度の簡素化、運転中の算定を認めること、事業所の請求事務に関することや、ヘルパーと利用者のマッチングの難しさなど、幅広く意見があがった。

## 8-1 行動援護の指定の有・無について

⇒有り：23所 無し：195所

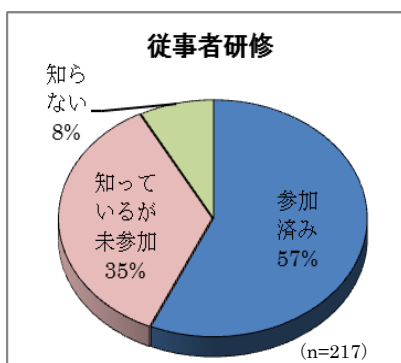


約 9 割の事業所が行動援護の指定を受けておらず、受けていない理由としては「ヘルパー要件が不足」が約 5 割、「利用者がいない」が約 2 割であった。

## 8-2 横浜市移動支援事業従事者研修が行われていることを知っているか

また、事業所の従業者が研修に参加したことはあるか

参加したことがある。	⇒ 123 所
研修のことは知っているが、参加したことはない。	⇒ 77 所
研修のことを知らなかった。	⇒ 17 所



5 割以上の事業所が「参加したことがある」と回答した。  
 一方で、「知っているが参加したことはない」と回答した事業所も 3 割程度あった。  
 参加したことが無い理由としては、「時間がとれない」が 6 割以上を占め、また、「事業所等で研修を実施している」との回答も 2 割弱あった。





横浜市移動支援事業(ガイドヘルプ)では、平成25年4月に制度改正を行い、外出対象範囲を通学通所支援にも拡大し、その利用者は増加傾向にあります。今回、より一層使いやすい制度を目指し、通学通所支援等実施状況や課題の把握を目的としたアンケートを実施いたします。

お手数ですが、アンケートにご回答のうえ、メールにて、平成26年2月14日(金)までにご返送ください。

集計結果については、後日お知らせしますが、**個人名や事業所名が特定**できるような集計・公表は行いません。また、このアンケートで知り得た内容については、当該目的以外に利用することはありません。

下記のそれぞれの設問について、  
当てはまるものに つけてください。

事業所番号:	
事業所名:	
回答者:	連絡先(TEL) <input type="text"/>

**設問 1 全事業所に伺います。**

1 - 1 移動支援事業の従業者数を教えてください。(管理者・事務員を除く)

常勤職員  人 非常勤職員  人

**【早朝対応(朝8時以前)について】**

1 - 2 移動支援事業の従業者のうち、早朝(朝8時以前)の対応ができる従業者はいますか？(いずれか1つに )

- (1)  全員対応できる。
- (2)  一部対応できる。 内訳 常勤職員  人 非常勤職員  人
- (3)  対応出来ない。
- (4)  その他(  )

**【報酬単価について】**

1 - 3 非常勤従業者の、移動介護及び通学通所支援の1時間当たりの基本賃金、加算の有無について教えてください。

1時間当たりの基本賃金	
移動介護	<input type="text"/> 円 / 時間
通学通所支援	<input type="text"/> 円 / 時間

加算の有無	
経験による加算 (有、無 ×)	<input type="text"/>
資格による加算 (有、無 ×)	<input type="text"/>
時間帯による加算 (有、無 ×)	<input type="text"/>

非常勤従業者がない場合は、記入不要です。  
おおよその平均額をご記入ください。

**【車での送迎について】**

1 - 4 車を使った移動支援のサービスを実施していますか。

- (1)  実施していない。
- (2)  実施している。 下の( )内に、車利用に係る利用者負担の具体的な内容をご記入ください。

【例】1kmにつき 円

**設問 2 全事業所に伺います。通学通所支援の登録をしていますか？**

2 - 1 通学通所支援の登録をしていますか。

- (1)  登録をしている。 **設問 3** <input type="checkbox"/> (2頁へ)
- (2)  登録をしていない。 **設問 4** <input type="checkbox"/> (4頁へ)

設問3

設問2で、(1)通学通所支援の「登録をしている」を選んだ事業所に伺います。

3 - 1 通学通所支援の実施状況を教えてください。(平成25年12月実施分)

(1)通学通所の契約者・実利用者数	契約者	<input type="text"/>	人	実利用者	<input type="text"/>	人
(2)通学通所の従事者数	常勤職員	<input type="text"/>	人	非常勤職員	<input type="text"/>	人
(3)車を使用した通学通所支援の実施	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>		
(4)通学通所の乗降介助の登録	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>		

3 - 2 通学通所支援の依頼を断ったことがある場合、その理由は何ですか。(該当するものすべてに )

- (1)  通学通所支援の依頼を断ったことはない。
- (2)  朝の送りを依頼されたが、その時間に対応できるヘルパーが既にサービス(他のサービス含む)に従事していた。
- (3)  朝の送りを依頼されたが、その時間に従事するヘルパーがそもそもいなかった。
- (4)  帰りの迎えを依頼されたが、その時間に対応できるヘルパーが既にサービス(他のサービス含む)に従事していた。
- (5)  帰りの迎えを依頼されたが、その時間に従事するヘルパーがそもそもいなかった。
- (6)  起点又は終点が遠方で、ヘルパーが手配できなかった。
- (7)  利用者の障害に対応できる資格・スキルを持つヘルパーがいなかった。
- (8)  利用者の希望する性別のヘルパーが手配できなかった。
- (9)  車での送迎依頼で、車の手配がつかなかった。
- (10)  その他

3 - 3 通学通所支援の依頼を断らないためには、何が必要と考えますか。

その理由も含め、出来るだけ具体的にご記入ください。

3 - 4 通学通所支援について、利用者負担金(1割)やガイド中のヘルパー交通費以外に、**利用者に負担を求めている費用**がありますか。

- (1)  ない。
- (2)  ある。 下の( )内に負担費用の具体的な内容をご記入ください。  
【例】ヘルパーが利用者宅に行くまでの交通費:1回につき 円

### 【自立通学通所支援について】

平成25年10月より、利用者が自力で通学通所出来るようにするための支援を行う『自立通学通所支援』が開始されました。この自立通学通所支援を行った場合、通学通所支援の報酬に「自立支援加算」が付きます。(加算額:30分につき500円)また、自立通学通所支援を行うには、サービス提供責任者及びサービス提供者に実務経験年数等の要件があります。

#### **(参考) 自立通学通所支援の登録に必要な事業者要件**

サービス提供責任者

知的・精神障害児・者への直接処遇の従事経験5年(従事日数900日)以上

サービス提供者(ヘルパー)

知的・精神障害児・者への直接処遇の従事経験5年(従事日数360日)以上

3 - 5 自立通学通所支援(自立支援加算)の事業所登録をしていますか。

- (1)  登録をしている。 **設問 5** へ (4頁下段へ)
- (2)  登録をしていない。 設問3 - 6へ

3 - 6 設問3 - 5で(2)自立通学通所支援の事業所「登録をしていない」を選んだ事業所に伺います。

登録をしていない理由は何ですか。(最も主な理由1つに )

- (1)  事業所登録に必要なサービス提供責任者やサービス提供者の要件を満たすのが困難。
- (2)  自立通学通所を目指すためのスキルを持ったヘルパーがいない。
- (3)  支援計画の作成が難しい。
- (4)  対象となる「自立通学通所できる見込みの利用者」がいない。
- (5)  自立通学通所支援のニーズが無い。
- (6)  サービス内容等についてよく知らなかった。
- (7)  その他( )

**設問 5** へ (4頁下段へ)

**設問 4** 設問2 - 1で、(2)通学通所支援の「登録をしていない」を選んだ事業所に伺います。

4 - 1 今後、通学通所支援を登録する予定はありますか。

(1)  登録を予定している。登録見込み時期  **設問 5** へ (本頁下段へ)

(2)  登録を予定していない、又はどちらともいえない。設問4 - 2、4 - 3へ

4 - 2 設問4 - 1で(2)通学通所支援の「登録を予定していない、又はどちらともいえない」を選んだ事業所に伺います。  
通学通所支援の登録をしていない理由は何ですか。(該当するものすべてに )

(1)  通学通所支援のニーズがない。

(2)  現在の利用者で手一杯で、これ以上の依頼を受けることが困難。

(3)  早朝の時間帯に対応できるヘルパーの確保が困難。

(4)  報酬単価が低く、ヘルパー派遣費用(交通費等)の負担が大きい。

(5)  その他(  )

4 - 3 設問4 - 1で(2)通学通所支援の「登録を予定していない、又はどちらともいえない」を選んだ事業所に伺います。  
通学通所支援の登録をするには、何が必要と考えますか。その理由も含め、出来るだけ具体的にご記入ください。

**設問 5** 全事業所に伺います。

5 - 1 通学通所支援の報酬単価とヘルパーの確保についてどう思いますか。(いずれか1つに )

(1)  報酬単価が上がれば、通学通所支援のニーズに応えるヘルパー確保が見込める。

(2)  報酬単価が現状のままでも、通学通所支援のヘルパー確保は見込める。

(3)  報酬単価が上がっても、通学通所支援のヘルパー確保は困難であり、別途ヘルパー確保策を優先すべき。

(4)  その他(  )

(5)  わからない。

**設問 6** 全事業所に伺います。

6 - 1 移動支援事業所として、ヘルパーの新規確保のためにどんな取り組みを行っていますか。  
出来るだけ具体的にご記入ください。

**設問 7** 全事業所に伺います。

7 - 1 移動支援事業所に関する要望、困っていることや、改善してほしいこと等がありましたらご記入ください。

## 設問 8 全事業所に伺います。

### 【行動援護について】

障害児・者の外出を支援するサービスには、移動支援事業の他にも、障害福祉サービスである「行動援護」や「通院等介助」、「重度訪問介護」等があります。

横浜市では、行動援護の指定事業者が市内に少ないため（平成25年12月現在市内15事業所）、行動援護の対象となる知的・精神障害児・者であっても、移動支援事業を利用している場合があり、行動援護事業所を増やすことが課題となっています。

#### 【参考】行動援護の指定基準（資格要件）

##### サービス提供責任者

居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者で、5年以上の知的障害者や精神障害者等への直接処遇経験

##### サービス提供者（ヘルパー）

居宅介護のサービス提供者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者で、2年以上の知的障害者や精神障害者等への直接処遇経験

8 - 1 行動援護の指定を受けていますか。（いずれか1つに ）

(1)  指定を受けている。

(2)  指定を受けていない。 下のカッコ内に指定を受けていない具体的な理由をご記入ください。

【例】対象利用者がいない。 / ヘルパー要件を満たせない。 / 行動援護について詳しく知らない。

### 【横浜市移動支援事業従事者研修について】

横浜市では、移動支援事業所の従事者やサービス提供責任者を対象に、スキルアップやケアマネジメント力の向上を目的とした横浜市移動支援事業従事者研修を平成23年度から実施しています。

これまでの3年間で、サービス提供責任者向けの研修ではサービス提供責任者の責務やリスクマネジメント、支援計画の作成について、現任者向けの研修では障害種別ごとにテーマを設定して実施しました。

8 - 2 研修が行われていることを知っていますか。また、事業所の従業者が研修に参加したことはありますか。

（いずれか1つに ）

(1)  参加したことがある。

(2)  研修のことを知らなかった。

(3)  研修のことは知っているが、参加したことはない。 下の( )内に参加したことがない理由をご記入ください。

【例】事業所で同様の研修を実施している

ご協力ありがとうございました。

平成26年2月14日(金)までに、下記Eメールアドレス宛にご返送ください。

**提出先** E-mail: [kf-helper@city.yokohama.jp](mailto:kf-helper@city.yokohama.jp)

**お問合せ：横浜市健康福祉局障害福祉課移動支援係**

**T E L : 045-671-2401 F A X : 045-671-3566**